

年に一度の健康チェック!

子宮がん・乳がん集団検診のご案内

子宮がん・乳がんともに、早期に発見することで、治療する確率が高くなる病気です。定期的に検診を受け、ご自身の健康管理にお役立てください。

■集団検診（2月に実施する婦人科検診）※要予約

実施日	会場	申し込み期間および受付時間	申し込み方法
2月5日(木)	保健福祉センター	1月19日(月)～23日(金) 午前9時～午後5時 ※土、日を除く ※定員になり次第締め切ります。	次のいずれかの方法でお申し込みください。 ①申込受付専用電話 ☎25 - 2983 ②保健福祉センター窓口にお越しください。 ※本人または同一世帯員のみ受付可
2月7日(土)			

《子宮がん検診》

検診年齢区分	検診項目	負担額
20歳以上の女性	子宮頸部細胞診	1,000円

《乳がん検診》

検診年齢区分	検診項目	負担額
20～39歳の女性	超音波	600円
40～49歳の女性	超音波 +マンモグラフィ(2方向)	1,200円 (超音波のみは600円)
50～56歳の女性	超音波 +マンモグラフィ(1方向)	1,200円 (超音波のみは600円)
57歳以上の女性	マンモグラフィ(1方向)	600円

【注意事項】

- *妊娠中の方は、市が実施する検診の対象になりません。
- *検診は、異常の有無を見つけることが目的のため、乳房のしこりや不正出血などの自覚症状のある方、検診部位の病気で治療中・経過観察中の方は医療機関への受診をお勧めします。
- ◎子宮がん検診
 - *性交経験のない方、初めて受診される方は、医療機関検診をご利用ください。
- ◎乳がん検診
 - *マンモグラフィは2年に1回の検診となります。そのため、40～56歳の方で、前年度マンモグラフィを受診された方は、今年度は、超音波のみとなります(乳がん検診無料クーポン券対象者は除く)。
 - *豊胸手術をされている方、ペースメーカー・カテーテルが入っている方は、マンモグラフィ検査は受診できません。
 - *授乳中の方は、正確な検診結果が得られない場合があります。

問 健康増進課がん対策室(保健福祉センター内) ☎25 - 2100

◎生後12カ月から36カ月に至るまでの間にある幼児(1歳以上3歳未満※)

1回も接種していない	・定期接種で2回受けることができます。 ・1回目の接種から3カ月以上の間隔をおいて受けてください。 標準的な接種間隔…生後12カ月から生後15カ月に至るまでに初回接種を行い、追加接種は、初回接種後6～12カ月程度の間隔をおいて1回接種。
すでに2回接種が済んでいる	対象になりません。
1歳以降に1回の接種が済んでいる	残り1回が定期接種となります。1回目の接種から3カ月以上の間隔をおいて受けてください。
1歳以降に2回の接種を受けているが、その接種期間が3カ月未満である	定期接種で1回受けることができます。1回目の接種から3カ月以上の間隔をおいて受けてください。

※3歳の誕生日を迎えた場合は、対象になりません。

水痘の予防接種
10月から定期予防接種になった水痘は、接種時期を過ぎると定期予防接種対象外となります。また、既に2回接種されている方でも定期予防接種の対象となる場合もありますので、今一度お子さんの予防接種履歴をご確認ください。なお、水痘にかかったことがある方は、対象外となります。

お子さんの予防接種はお済みですか?

問 健康増進課(保健福祉センター内) ☎25 - 2100

※小児季節性インフルエンザ予防接種の助成制度を使用せず、全額自己負担で平成26年10月1日以降に接種した場合は、健康増進課へご相談ください。

小児季節性インフルエンザの予防接種は、1月31日(土)接種までです。それ以降は、助成の対象となりませんので、ご注意ください。

【水痘予防接種の平成26年度経過措置】

◎生後36カ月から生後60カ月に至るまでの間にある幼児(3歳以上5歳未満)

すでに1回の接種が済んでいる	対象になりません。
1回も接種していない	定期接種で1回受けることができます。(5歳の誕生日を迎えた場合は対象になりません)

※平成26年度経過措置は、平成27年3月31日(火)までの対象となります。

- 申請場所…健康増進課窓口(保健福祉センター内)
- 持ち物…①母子健康手帳 ②印鑑 申請書は、健康増進課窓口または市ホームページよりダウンロードできます。